

# 平成 23 年度 第 3 回習志野市障害者自立支援協議会会議録

日時 平成 23 年 12 月 13 日(火)  
午後 3 時～5 時  
場所 教育委員会 1 階大会議室

出席者 22 名 事務局 8 名  
欠席者 3 名  
傍聴人 なし

議事進行 R 会長

(R 会長)

定刻となりましたので、ただいまより平成 23 年度第 3 回習志野市障害者自立支援協議会全体会を開催させていただきます。

では、事務局より本日の出欠状況について報告してください。

(事務局)

出席者 22 名、欠席者 4 名となっております。

(R 会長)

本日は傍聴人がおりません。

まずはじめに、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

～資料の確認～

(R 会長)

本日の議題は、第一に障がい者基本計画及び障がい福祉計画、第二に就労アンケートについて、第三に東松山市視察の報告、啓発講座についての報告となります。

まずは、事前資料で配布してあります前回議事録について、記録の内容でよろしいでしょうか。

～一同同意～

この議事録の承認についてですが、本来全体会で皆さんの承認を得ることが望ましいと思いますが、全体会が数カ月に 1 度のため会議開催から承認までの期間が非常に長くなってしまいます。

そこで、議事録の承認については、運営会議で行なうということにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

～一同承認～

それでは、今回の議事録から運営会議にて承認することにいたします。

では、早速議題に入りたいと思います。

## 議題 1 障がい者基本計画及び障がい福祉計画について

～資料 第 3 期習志野市障がい者基本計画・障がい福祉計画について～

一つ目の議題ですが、障がい者基本計画及び障がい福祉計画について各部会で話し合われた内容についてご報告ください。

まずは、相談支援成人部会からお願いいたします。

## (J 委員)

それでは、相談支援成人部会からの報告をさせていただきます。

前回の全体会から、相談部会は3回開きました。

10月はアンケート調査の中から少し拾っていき、11月12月は素案について検討をしました。

基本的には相談成人部会の方の基本計画の提言としては図に示した通り。

まずは、前回の全体会において、相談成人部会としては課題の抽出を行ないました。それを鑑みながらアンケート結果・素案、そして、国から示された平成24年以降の相談支援体制も含めて、習志野市の相談支援体制についての提案を図に示してみました。

いちばん大きなものとしては「総合相談窓口」。それは、高齢、就労、児童、経済的なこと等困ったことの相談は窓口を一元化し、そこに行けば何でも相談にのってくれる、そんな場所を設けた方がいいのではないか。窓口がたくさんあって相談に乗ってくれるところが見つけられないということもアンケートの中から出ていることや、困っていることがわからない、みつからない、本人ではなくまわりの人が困っている、そんな人達がいることから、今の中核支援センターのようなところで、ワンストップで受け止める場所が必要であると考えました。

障がいに関しては、基幹相談センターや相談支援事業所でしっかりコーディネート、ケアマネジメントしサポートしていくことができる体制をつくる必要がある。

その中で、習志野市が特化してすごいなと思うところは、地域に根ざしているヘルステーション。ここの中でいろいろな課題が見えてきたり、いろいろな問題を相談機関につなげたり、民生委員による見守りや行き来も非常に大切なのではないかとこのところでは、行政の役割に特化したところでは、権限、これは行使していただきたい。虐待の対応や認定について、行政で担っていくというところで、相談窓口と連携を取りながら、相談支援体制も築き上げていけると素敵な習志野になるのではないかとこのところが、相談支援成人部会からの提案です。

自立支援協議会の文言があちこちに出ているが、自立支援協議会が何かというところが抜けている。これから発達相談センターが開設されるということでそのあたりもクローズアップされるといいと思います。

## (R 会長)

ただいまの報告について、ご意見や質問はございませんか。

では、次に相談支援児童部会からの報告をお願いします。

## (D 委員)

協議内容としては3つあります。

一つ目は、相談支援体制について。これから、発達相談センターができるので、内部だけでなく、外部にむけての説明会の開催をしてほしい。まだ浸透していないことから定期的に行なわれていくといい。

二つ目は、特別支援教育の充実について。放課後児童会における障がいのある児童への対応の推進とあるが、利用がかなり少ない。受け入れがかなり難しいと学校の先生からの意見が出ました。また、特別支援学級に通っているすべての児童が福祉サービスの利用者になっている学校もあり、もう少し受け入れができないかという提案がありました。

三つめは、余暇活動充実のための支援。イベント等に参加してもらうとともに、もっ

と広く参加してもらえよう情報発信に努めていくという意見が出ました。部会からの意見としては、特別支援教育の充実についてということがあります。普通学級の介助員が少ないという現状があり、学校の先生方が保護者の対応に大変な思いをされています。

介助員の適切な配置を考えて欲しい。また、特別支援学級を増やして欲しいという意見もあります。市内に特別支援学校がないので、障がいのある子どもの親は、特別支援学級に入れるか普通学級に入れるかの選択が大きな問題になっています。また、地域の学校に通えるように、東習志野小学校・4中に特別支援学級を設けていただきたい。

ボランティアや民間活力という言葉がどの項目にも出ています。ボランティアも大事なことですが、責任の問題やいろいろなサービスについての難しい問題があります。平成24年4月以降に児童のサービスが自立支援法から児童福祉法に移行することが決まっています。今まで通りのサービスの提供ができるのか不安があります。保護者の方々にも説明が必要です。法律では解決できない問題は、市や民間事業者・ボランティアを活用し地域で解決できるようなものを作り上げていかなければならないと思っています。

(C委員)

よくわからないので説明をお願いしたいのですが、親の意見が強くなっていて先生に懇談会の開催だけでなく、朝夕に関係なく自宅に電話が入り、先生方が大変な思いをしているというのは、介助員の適切な配置でそれは解決できるのですか？

(H委員)

意見を出した先生がいらっしゃらないので詳しいことは答えられないのですが、介助員の適切な配置で充足されていれば、子どもから目を離して怪我をするだとか、何かが無くなっただとかが少なくなると思う。先生の負担が減らせるということです。

(C委員)

そうすると親が強くなっているのではなくて、介助員が少なくて事故が起きる可能性が高いというのが現状の課題なんですか？

(H委員)

‘やってもらってあたりまえ’という親御さんが増えてきている。事故の可能性も、親の訴えもどちらもカバーしないといけない。学校は今、行事に追われているところもあり、勉強も行事もこなしていかなければならない現状があります。介助員が適切に配置されることで教育の面も充実でき事故も減らせることができる。ということで先生たちの負担を減らす効果があります。

(C委員)

介助員が入ることによって教育も充実し、結果として親の不安に思うことが減って、朝夕の電話も減ってくるのではという仮説になっているのですね。

(H委員)

担任の先生ばかりに負担がいつているということです。介助の先生はやはり時間で帰ってしまう。連絡はすべて担任の先生にいつている。自宅に電話がかかってくるのが当たり前という話を聞きました。今後は個別についている介助員さんが学校付きの介助員になり減らされると言います。今まで付いていたものが学校の采配によって減らされるという可能性があります。

(J委員)

現状がどのようにになっているのか説明をいただきたい。

(N委員)

介助員と言うのは子どもたちの安全のために付けられている。教育は基本的にはいけない。習志野市は二通りの介助員があって、ひとつは個人配置。たとえば車いすに乗っている場合には個人配置になる。そして、発達障がい系の子などで、攻撃的な子には学校に配置されている介助員さんが必要なコマのところにあてられている。習志野市の場合、特別支援教育の費用の95%は介助員さんにあてられている。それだけ介助員さんの支援は大きい。それを良く見るか悪く見るかは方法次第ではあります。たとえば、個人配置をしていくと通常学級に入りやすい状況になる。本来、特別支援学級で学んだ方が良さそうな子どもが、1対1で介助員がつくことで特別支援学級に行かなくてもよくなる。どこが本当の学びの場なのかという問題が出てくる。

電話については、今に始まったことではなく、頻繁にありました。子どもの宿題がわからない等の内容です。お母さんたちは処理できなくて担任にすがってくる。その中には、自分の子どもがいじめられているんだと怒鳴りこんでくることもある。そんなことで学校の先生たちは本当にやるべき教材研究などができないということは全国的にあります。

(C委員)

介助員さんたちの財源というのは市の税金から出ているのですか、県費なのか、おしえていただきたい。

(N委員)

県から出るのは支援員、市から出るのは介助員。

(C委員)

支援員と介助員はどう違うのですか。

(N委員)

県から配置されているのは教員免許がいる支援員で1~2名。市で雇っている介助員は教員免許はいりません。

(C委員)

親からの電話を無くすためには介助員だけの問題ではないということになりませんか？

(H委員)

今まであったものが無くなってしまいうことはやはり不安で、こうなってしまったのは介助員がいなくなってしまったからではないのか、親たちの漠然とした不安がまた、先生たちを困らせてしまうという状況が予測されます。

介助員は安全のためにもいた方がいい。子どもの成長に合わせた学びの場をサポートする人がいた方がいいと考えています。

(C委員)

特別支援学級にも特別支援学校にも介助員は配置されているのですか？

(N委員)

小中高の特別支援学級には介助員はいるが、特別支援学校には介助員という職種は給食や運転業務になります。

(C委員)

H委員さんの言う介助員というのは、通常級についている介助員さんのことをいうのですか？

(H委員)

そうです。

(J 委員)

介助員さんというのは、どうすればつけられるのか。要件や審査があるのですか？

(O 委員)

市の審議があります。申請をして就学指導委員の審議が通らないとつけることができません。

(J 委員)

障がいのある子ども、支援の必要な子供が増えているのですか？

(N 委員)

答え難いところです。

(K 委員)

特別支援学級の現状の深い部分はわからないが、発達障がいの子どもを抱えている親からの相談が増えてきていて、学校となかまネットがやりとりをすることがある。介助員さんを付けたいけどダメだったという話も聞いていた。発達障がいという面だけがクローズアップされている。習志野市には知的障がいの特別支援学級はあるが、情緒の特別支援学級はない。知的に重くはないが情緒の面で問題がある子どもの支援は、システム化されていない習志野市の現状がある。情緒の支援を求めている保護者も多く、知的や発達の子どもと同様に特別支援学級に入ってもあまりにも合わないため、介助員を付けるということになる。普通学級で介助員を付けて苦手な部分だけカバーしてもらった方がいいという保護者が増えてきています。

介助員が増えたり適切な配置をされることで個別に対応できたらいいという部分もあるが、習志野市全体として考えて情緒の子どもが通える教室や、教育面での改革があればいいと思います。

(C 委員)

習志野市の教育委員会に知的障害の特別支援学級を増やすのではなくて、情緒障害の特別支援学級を増やす提案をしたいということになるのですか。

(K 委員)

部会で話し合われた内容ではなく、個人的な意見です。

(N 委員)

特別支援学級の中に情緒の支援も入っている。近隣の学校に通いたいということを保護者は望んでいる。どの種類でやるか教育の範囲では必要であるが、いかに地域の学校に通えるかを考えていくべきと考えています。

(C 委員)

自分の通えるところに特別支援学級がある状況を目指したいということですね。

(H 委員)

実朮小学校では、特別支援学級が 4 クラスある。実花小学校と東習志野小学校にはないので、実朮小学校に通うことになる。あの地域にどちらか 1 校あれば近くに通える子どもが出てくる。

今、放課後ルームでは子ども 5 人に対しておとな 1 人でいいということになっている。でも、例えば 1 人の子どもに 1 人の大人が関わってしまうと他の子供たちはギャングになってしまう。うちは、定員が 10 人だが必ずおとな 5 人以上配置している。2 : 1 もしくはそれ以上でないと、子どもに体力をつけさせたり字を教えたり楽しいことをしよう

としても、とても大変。そういう意味でも人の配置というものはとても大事なことで、やはりハード面だけで特別支援学級を増やすだけでなく、いかに人の目があることも大事でということで、ソフト面ハード面ということで提案をしました。

(J 委員)

全然違う分野なのでわからなかった。提案についてはもっと具体的に盛り込めるといいと思います。

(H 委員)

様々な現状があるのでそれをご理解いただきたい。

(C 委員)

策定委員会に出さないといけないので、策定委員にわかるように書いていかないといけない。その、ソフトの部分とハードな部分との充実をもう少し伝わりやすいようにした方が策定委員会に出しても落ちてしまう。

もう 1 点教えていただきたい。自立支援法から児童福祉法にサービスが移行するにあたって、4 月までに対応しないと今まで通りにサービスが利用できなくなるとは、どんな時でどういうことを言うのですか。

(H 委員)

児童デイに関しては、今までは未就学の子どもも療育ということで通うことができた。小学校にあがるまでに、例えば放課後ルームで小学校の子どもと一緒に過ごすことで、生活のリズムをつくることができたりした。今後は未就学の子どもは、放課後型の児童デイの利用ができなくなる。発達支援センターや児童デイ I 型に全部おまかせする形になります。

また、18 歳以上の人をどうするかということもある。

もれる子どもたちが増えてくる。今まで少し融通をしながら利用していたが、それができなくなります。

相談業務についても今までと違う形になってきて、計画を立ててそれを実行していかないといけない。相談支援事業所を立ち上げていこうとすると、子どもだけでなく大人も一緒に相談支援業務をしないとけない。でも、私たちは子どものノウハウしか持っていないのでおとなの計画や就労支援はできない。

(F 委員)

子どもだけではできないのですか。

(H 委員)

児童福祉法の中でいくつもやることはできない。児童デイ II 型は厨房を作らなければならない。いろいろな規約が増えてくる。費用の面で医師を雇うこともできない、厨房を作るお金も許可もおりない。そんなことで今まで何とか自分たちの事業所をやってきたが、すべてのくくりが変わって 1 つの事業所を作り直さないといけない。

また、県からの情報がおおてこない。まだ決まっていない、まだ提示ができないと言われてしまう。たぶん、担当課が変わってしまうので私たちは振り回されるだけ。

今まで、日中一時サービスの中と児童デイをつなげて利用ができていましたが、放課後型の児童デイを作らないとじょいんとさんに通えなくなってしまう。

あと 3 か月でどれだけの準備ができてどれだけ漏れないようにするか、大きな課題になっています。

(C 委員)

大変なこと。どうしたらいいのか、何をしたらいいのでしょうか。

(H委員)

もう少し柔軟に対応できたらいいと思っています。

(F委員)

暫定期間はないのですか。

(H委員)

相談支援事業については、おとなもやればビジネスチャンスと言われているのですが、県に問い合わせても答えてくれないため、タイムラグができてしまう。県によって市によって対応が違うのはわかっているが、もう少し柔軟に1年・2年と準備期間があってもいいのではないかと思っています。

(C委員)

基本計画については次元の違うもの、基本計画は24年以降のことなのでこれは早急に対応すべきこととして自立支援協議会と市でどうしていくか議論していくべきではないかと思います。

(H委員)

事業所も増やしていかないといけない。児童デイが使えないのであれば日中一時を使う形も必要なので。

(C委員)

社会資源の創出も考えていかなければならないと思うが、制度の変わり目の課題というのは早急に手を打たないといけない。基本計画云々ではなくて。社会資源が増えた方がいいというのは必要なことなので、社会資源を増やすための業者の参入をどうしたらいいか、とか参入しやすい状況をどう作っていくのか、というのがひとつの課題だと思う。その4月までにやらなければいけないことは、それとは別のところで課題にしていけないといけないのかなと思います。

(J委員)

例えば、地域生活支援事業の中に、自立支援法の市町村事業がどれだけ組み入れられるのかという部分も多分あると思う。法律があちこちに分かれてしまい児童福祉法に飛び込んでいる部分をどれだけ自立支援法の市町村事業で救えるのかというところを習志野市にどんなふうに働きかけていくのか、もれてしまう子どもが増えないような対策はどうしたらいいのかというのを自立支援協議会で話し合っていければいいと思います。

(F委員)

児童の問題というのは実際に基本計画策定委員会にあげていくにあたって、書き方の部分をもう少し工夫してもいいのかと思う。具体的な課題を明確に箇条書きにふってきて、それに対して背景としてこういうものがある、という書きの方がわかりやすい。ほかの部会とのすり合わせも必要かと思うのですが、こんな形で出していくのがいいと思います。

(J委員)

子どもたちの方、ずっと流れて作っていくというケアサポートブックのようなものがあるので、その視点でどのあたりでもれてしまうのか、埋もれてしまうのかというのを一緒に作っていただけるといいのかと思う。

大人の方も相談支援事業が24年度からどうなるのか戦々恐々としているが、子どもの相談支援がどのくらい手があがるのかわからないが、相談支援事業所としてどのように

組んでいくのか、一生懸命考えていかなければならないのではないのでしょうか。

(C委員)

社会資源の創出とか描いているけれども、この4月から対応しないといけないことについて、国が動かない過渡期に市単事業で何かやってもらえないか、具体的な相談や提案を部会として、自立支援協議会としてでもいいが、別立てであげていってもいいと思う。地域生活支援事業はもう国の方では変わらないので、計画にのせる云々ではなく早急に協議して提案してやれることは手を打っていってもらえるようなシステムを作っていく方向で具体的に出した方がいいと思います。

(H委員)

空き教室を使わせてという提案は出しています。学童の受け入れが難しいのであれば空き教室を使いたいが、法律が違うという話になってきてしまう。法律では解決できない問題に積極的に取り組んでいただきたいと思っている。

(C委員)

計画の中でも市単事業をのせることはできるが、いずれにしても4月から漏れてしまう子どもが出ないように早急に手を打った方がいいと思う。

次の全体会は3月なので、具体的な提案をしないと間に合わない。千葉県がどう言ってくるのかわからないので具体的な提案ができないということですか。

(H委員)

そうです。

無料で預かっている子どもも中にはいるので、そういう子どもがどれだけ増えるのか予測が立たない。私たちは見捨てることができないので。

(C委員)

例えば、私的契約にして市の補助を入れてくださいというやり方もある。そういう提案を具体的にしていける事が自立支援協議会の役割なので無料でやっていく事をずっと続けながら例えばトラブルがあった時に突然切られてしまう状況にならないように、利用者の権利を守り事業所も安定してやってもらえるようなことを具体的な事例を通して相談・提案を挙げていったらどうかと思う。次の3月だと間に合わない。どうしたらいいのでしょうか。

(F委員)

基本計画の提案はいつまでなのか。

(J委員)

基本計画と分けて考えた方がいいと思う。今サービスを受けて楽しく過ごしている子どもたちが、法律が変わることでサービスから落ちてしまうというのはおかしい事。その状況を作らないためにも、部会から自立支援協議会として市にどんなことを提案するのか早めに決めた方がいいと思う。

(C委員)

4月から動くことについては基本計画とは分けて考えた方がいい。

(F委員)

基本計画にのせるより、早急に部会や運営委員会に挙げてもらった方がいい。

(J委員)

1事業所が抱え込まず全体の場にどんどん出してくれば良いと思う。

(F委員)

他県や他市ではこういった対応をしているのか、もし、情報としてあれば非常に支えになるのでは、と思う。

(H委員)

浦安市などお金のある所は、やり方が全然違う。いろいろなやり方があっていい。じょいんとさんと児童デイの立ち上げの話をしたが、いますぐにとというのは難しい。柔軟にフットワークよく動ける事業所が欲しい。すぐに全部もれないように関わるのは難しい。千葉県の場合なかなか情報がおりてこない。

(F委員)

4月までにやらなくてはいけないので運営会議にあげて欲しい。

(G委員)

児童デイと日中一時の違いを教えて欲しい。日中一時は児童デイの代替えにはならないのか。単価に違いはあるのですか。

(D委員)

児童デイは療育、日中一時は一時預かり。  
単価は同じではない。児童デイは1日単位で、日中一時は時間ごとに3段階に分かれている。余暇活動であれば2時間程度の請求をし、児童デイは1日単位なので2時間の預かりであっても高い単位で請求ができる。学校のある日は短時間の利用であるが、土日の利用は時間が長くなる。

人員配置も、児童デイは療育があるのできちんと配置しないといけないが、日中一時は決まりがありません。

(I委員)

元に戻ってしまいますが、介護保険でデイサービスをやっているが、その他に託老所をしていて夜間の預かりもしている。高齢者は環境を変えない方が良く家族も顔なじみのスタッフがみてるからと安心している。夜間は法律外なので自費でいただいています。

(H委員)

お泊り療育をしているが、お泊りを事業としてやるには、数千万円をかけてスプリンクラーを設置しなければならない決まりがあるが、たからばこでは行事としてやっている。冠婚葬祭などで預ける所のない子どもについては、お泊り療育として児童デイの2カウント分をいただいている。そういう使い方も必要。2カウントいただくことで習志野市独自のショートステイという形にできればと思っている。お泊り療育がないと緊急時に対応できない現状があります。

(G委員)

具体的な形にして共有できるようにしていった方がいいのかと思うのですが。

(D委員)

部会で考えさせていただいて何とかしてみたいと思います。

(C委員)

全体会にかけなくても部会から運営会議に、運営会議から自立支援協議会として出すのがいいと思う。こんな現状があり工夫しながらやっていることがわからなかったのだからこういったことが全体を通してシェアできるのかと思います。

(J委員)

いろんな分野からの事業所なので同じ土俵に立つにはたくさん説明がないとわからな

いところがたくさんある。ご足労でしょうが進めてください。

(R会長)

次に、就労部会からの報告をお願いいたします。

(M委員)

基本計画の(5)の就労支援の強化と(6)の就業環境の整備についての話し合いをしました。

まず、(5)の就労支援の強化について、本人の就労意欲を高めるために、就労マップ、働くにあたっての見取り図があるといい。相談に行くための機関やその場所が一目でわかるような冊子やホームページがあるとわかりやすいのではないかという意見が出た。具体的な施策としては、連携を強化し、情報交換や雇用受入れ先の確保が必要、定着支援が追いついていない現状があるために人員が必要、という話があったり、施設での仕事の拡大として市や企業からの仕事を施設に発注するために企業側と施設側をコーディネートする仕組みがあってもいい、という意見も出た。また、長年、就労支援B型や在宅で余暇活動を中心にサービス利用してきた人でも就労に繋がられている。いろいろなサービスの中で、その方にあったマッチングの支援が必要である。

特別支援学校からの就職者で、就業・生活支援センターへの登録が進んでいない現状がある。また、特別支援学校卒業時に一人ひとりに必要な支援をコーディネートする相談支援機関があると良い。

千葉県庁で取り組んでいるようなチャレンジド雇用の取り組みができればいい。企業が障害者を雇用した際、最低賃金に満たない場合の不足分を補填している市がある、等の話が出ました。

次に、基本計画の(6)の就業環境の整備については、(5)と(6)は一緒にまとめて一本化してもいいのではないかという意見が出た。(5)は送り出す側、(6)は受ける側、ということでこのままでいいのではないか。

補助金は厳しい状況にあるので、補助金に頼らない就労支援として、就労の場の提供や施設の受注が広がれば良いと考えています。

具体的な意見は、市に、市役所でのチャレンジド雇用と、特別支援学校在学時から障害者就業・生活支援センターとの連携をとる体制づくりをお願いしたい。より、定着への支援ができるのではないかという意見が出ました。

その他として、部会としての今後の取り組みということで、就労マップと就労に関しての情報をまとめたホームページ作成ができたかと考えている。また、企業に障害者の理解を普及するための場を、商工振興課と連携して設けられたらいいと考えている。

最後に、文言として「障がい者の良い点悪い点」を、「障がい者の特性」としてはいかがというところです。

(R会長)

ただいまの報告について、意見・質問はありませんか。

(N委員)

就労マップについてももう少しわかりやすい説明をお願いします。

(F委員)

委員さんから出た意見の解釈をすると、要は就職したいと漠然と希望は持っている中でも、訓練を受けたい人もいれば、ジョブコーチを受けたい人もいる。あとは、補助金を出してもらうことで企業に就職しやすくなる人もいる。どんな制度を使ったら就職で

きるのか、いろいろな手立てがあるが、個々のニーズに応じた就職の仕方をチャート式やマップに落として、どんなステップを踏んでいけば自分の求める就労に結び付くのか、制度や資源の面も盛り込んで、その方に応じた就労支援の仕方というものがわかりやすく表現できればいいかな、というものです。

(N委員)

きっといろいろな形があるので大変だと思う。ハローワークでも同じようなものが作られていると思うがダブらないか。

(F委員)

ダブると思う。やはりどこかでとりまとめてコーディネートする必要があると思う。例えば、精神の方で就職したいと思っても、まだスタートラインに立てない状況の人がほとんど。その手前のところで「今あなたはこの段階でこれが必要なんだと、こんな訓練をしましょう」そんなシステムを作っていく必要があると思うので、そういったものを盛り込んでいけたらと思っています。

(N委員)

今、習志野市役所で雇用している障害者はどのくらいいるのですか。

(課長)

職員全体数から行くと実人数で5人足りていない。

今年度、身体障がい者に限定して障がい者雇用の募集をしています。

(F委員)

聞きなれない方のために、チャレンジド雇用について補足をします。県庁で行われているチャレンジド雇用は知的の人が主で6名の雇用がされている。総務課の中で1つセクションを作っている。県庁全体で80セクションくらいあるが、各セクションから仕事を切り出してもらおう。例えば、パンフレットの中の誤字を訂正するためのシール貼りや、本来の業務ではあるが手間がかかるような業務を各セクションから切り出してもらい、障がいを持った人たちの部署に落としてもらおう。その仕事を課で請け負って、いろんな課の仕事を役割分担でこなす。実績でいうと賛否両論あるが、3年間という有期限の中で一旦県庁の中で雇用して、県庁の中で実践的な訓練というか仕事をしながらしっかり力をつけていって3年後には、3年以内には民間企業に就職して行ってください、ということがチャレンジド雇用。

どちらかというときあくまでも訓練の場、ステップアップの場。一方、県庁ではカウントになっているので期限なしで雇用すればいいという声もあるが、保護者からは、3年間しっかり勉強させてもらおうという意味では期限があってもいいという意見もある。

立ち上げから5年間が経ち、全員が就職できている。その中で一人だけ県庁に雇用された人も最近出ました。

(N委員)

どうやったら働こうと思ってくれるのか、生活保護の問題、障害の問題、いろんなことがあるがどうアプローチしたらよいのか教えていただきたい。

(G委員)

プライドを刺激し、大変だけど自分で稼いで遊ぶと気持ちいいよ、少々いけない遊びをしても良いのでは。今まで親や支援者に庇護されている中でできなかったことが自分で頑張ってきたという、就労できている身近な友達の姿をみせるのもいい。

(I委員)

始めは何かもらってということよりも、有償ボランティアからステップアップしてだんだん慣れてくると賃金が上がらないことでモチベーションが下がってしまう人もいる。言葉での評価は通じない。

#### (G委員)

本人だけでは難しい。周りを巻き込んで就職の良さを伝える。実際就職した人は、ここまで自信が持てるのかという位満足そうにしている。まだ、就職できていない人は自分が就職したときのイメージが作れずにいる。いかにそこをイメージさせるか、それは周りがやってあげる必要がある。

#### (M委員)

部会の中では、一旦生活保護をもらってしまうとそこからなかなか抜け出せない、ということが話題になる。年金とお給料を合わせた金額が生活保護よりも多くなる、そこまで持っていく事が就労の支援と考えている。受け入れる場所の確保も必要で、その人に合ったマッチングがうまくいくよう、その開拓や情報交換や顔合わせの場所の確保も必要。本人たちの気持ちをやる気にさせ、そこに乘せていくのも大事なのではないかと思います。

#### (F委員)

働きたいと思わせる事と働かなくてはならないという気持ちを育ててはいけない。働きたいという気持ち自体は療育の段階。小さいうちに家の手伝いをする事から始まる。褒められる楽しさから人のために働く、動くことが気持ちいい事だと、人から褒められるイメージやこんな所で働きたいとイメージする。

いざ、就職してみると、自分が思ってたよりも会社が厳しい、大変だと感じた時にそれを乗り越える力も必要になる。その時に必要なのは、働かなくてはならないという気持ち。ある程度小さい時から、なんで食べることができているのか、あたりまえに水や衣服を身に付けているがこれにはお金がかかっていることを、生活するにはお金がかかる、働かないと自分の生活が維持できないんだということを生活の中でいかにリンクさせるかにかかっている。あとは、いろいろな楽しみを若い時から経験させていく事で、こうなるためにはこうしなくてははいけない、と考えさせることにより働く気持ちになると考えています。

#### (N委員)

最近、生活保護をもらっている人が、働く気持ちが育たなくなっている。数年間保護をもらっている人に今さら、働け、と言っても難しい。いかに働かなければいけないか、という環境に置かなければいけない。環境を変えることから話を持っていかなければならない。

#### (J委員)

精神の人で言うと、生活保護から抜け出したいと思っている人もたくさんいる。たくさんチャレンジをするが結局ダメ。そのサイクルからなかなか抜け出せない。そうすると生活のためには仕事だけじゃない、というところに落ち着いてしまい働く気持ちに繋がらない。

地域移行していく中で、地域で生活することはとても大変なこと、責任もあり支援もお願いしないとイケない。でも自由。それがよりどころであり、もう1度前の所に戻ることを選択しないことで対価があるんだろうと思う。仕事以外に生活するということがどういうことなのかという教育もしていかなければいけない。

(F 委員)

働くということが経済的な面だけでなくいろいろな面での充足することも必要な要素であると思う。その人に合った働き方であったり、働く場を作っていく事が1番大事なことだと思うので、就労部会としてはアンケートを土台にしながら習志野市の基盤を作っていきたいと考えています。

(C 委員)

就労部会の目指しているものが一般就労だけでないことが理解できました。働く気持ちがあっても本人の能力や病気の揺れでどうしても一般就労が難しい人もいます。福祉的就労に賛否両論あるが、働くこと以外の生き方もみつけないといけない時に、そこに関してどう考えていくのかという視点で就労部会で検討してほしい。最終的には親が亡くなった後も助けを求めながら、生き続けなくてはいけない、まずは生きていく事が大切で、働くということは人生の中でオプションだと思っている。働きたいと相談に来る人に対して、働くって何？というところと、一般就労だけが就労ではないこと、一般就労ができない人たちに対して、就労継続B型の事業所が少ないじゃないか、そんな視点で就労部会の中で検討をして欲しい。

(I 委員)

統合失調症の人がいる。日当を払い、調子のいい時はいてもらい悪い時は帰ってもいいとしている。送迎や買い物に付き合ってくれるだけで、通所している高齢者との良い関係性ができている。事業所側の柔軟な対応で居場所ができている。働く意欲がありもっともっと働きたいと言われると難しいが、居場所のない人の居場所になってくれればいいと思っている。

(G 委員)

今年度はアンケートを作るという目標があったのでかなりそこに特化したけど、本来、障がいを持った人たちが生きていくために、働くことがどんなことなのか、福祉的就労を希望する人、多様な生き方の中で働くということ、障がいを持ちながらそこにおいて必要な資源は何か、足りないものは何か、そこを考えていくために福祉関係者だけで話し合うのは限界がある。どんどん障がいを持つ人の問題を福祉分野を超えて社会の中で考えてもらいたいしそのための足掛かりは必要で、就労部会で話し合っていく必要があると思っています。

(R 会長)

本日の皆様の意見については、運営会議にとりまとめ、自立支援協議会としての提言として市に提出したいと思いますが、障がい者基本計画および障がい福祉計画についての取りまとめを運営会議に一任していただくということでしょうか。

～一同同意～

取りまとめた結果につきましては後日改めて、報告させていただきます。

## 議題2 就労アンケートについて

(M 委員)

就労アンケートについての実施要領(案)と「障がい者の就労に関するアンケート」へのご協力をお願いの説明をしますが、事前に資料を見ていただいていると思いますので簡単に説明をします。目的はアンケートをとることによって、市内にどれだけ障がい者が採用されているかがわかればいいと思っている。どんな仕事があって、どんな人どんな職種があれば対応できるのか、対応できるためにはどんなものがあれば雇用が広が

るのか、企業の方に伺いたいという趣旨で就労部会で詰めてきた。最終的には運営委員会で確認し、2月の商工たよりに入れて発行し、2月29日までに回収する段取りとなっている。回収率が何パーセントくらいになるか、結果の分析の時期や方法、企業に出た結果を戻すのか、もろもろ検討しなくては行けないが、まずは、アンケートを発行するにあたって、こんなふうにしたいという提案です。

(F委員)

アンケートの4ページ【問9】、制度についての説明はつけるのか。

(M委員)

企業の方に見ていただけるようなものをつけたいと思う。ハローワークからいただいたもの等、部会で検討します。

(R会長)

今の説明について何か質問や意見はありませんか。

皆さんの意見を参考に、アンケートの実施をお願いします。なお、今後のアンケートの修正等及び実施については、就労部会に一任したいと思います。いかがでしょうか。

～一同同意～

### 議題3 東松山市視察について(報告)

(R会長)

東松山市の視察について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

参加者は、R会長、J委員、M委員、E委員、G委員、事務局で行ってまいりました。東松山市を視察先に選んだ理由は、東松山市は、3障害プラス高齢者を一貫した、ワンストップサービスの相談支援を行っており、今後の習志野市の相談支援体制について参考になると思われたからです。

東松山市は、人口9万人埼玉県のほぼ中央に位置している。その周りを8市町村が取り囲み、比企地区の福祉エリアとなっている。

当日は、総合福祉エリアと自立支援協議会について説明を受けた。

総合福祉エリアは、東松山市がノーマライゼーションのまちづくりの拠点として平成12年10月に開設した。総合福祉エリア設置の元となったのが平成10年の障害者プラン「市民福祉ひがしまつやま」であり、手帳を持つ障害者だけでなく、ハンディキャップ状態にあるすべての人の支援が基本理念となっている。

総合福祉エリアでは、地域サービスセンター・ケアサービスセンター・総合相談センターがあり、障がい者・高齢者を支える複合施設となっている。現在は、社会福祉協議会が指定管理をとり、運営している。その中の総合相談センターは24時間365日相談を受け、総合福祉エリアすべての職員が交代で宿直勤務をして夜間も相談を受けられる体制が整っている。ここでの相談のメリットは、3障害専門の相談員が配置されていることで、多くの場合、相談に対して他の相談機関を紹介しなくても対応ができるようになっていること、その実績を積むことで、何かあったら総合相談センターに行けばいい、と市民にわかりやすく浸透したことがあげられます。

自立支援協議会については、平成19年に設置されている。当事者を含めた委員40名からなり、全体会は年に2回、幹事会は月に1回、その他6つのプロジェクトチームがある。地域で解決されるべき課題が出た場合、幹事会で対応を協議し、プロジェクトチームで検討した結果を全体会で協議し、実行・検討・評価した後、成果について自立支

援協議会にて公表をする流れができています。

障がい者の相談支援事業については、圏域8市町村の共同設置になっており、比企地区障害者生活支援事業運営協議会において、委託相談支援事業所連絡会の運営や、相談支援事業所の自己評価等を行ない、自立支援協議会との連携をとっています。

(J委員)

委託の話が出てきたが、相談支援に対する委託の仕方が興味深い。総合福祉センターが介護保険の部分は社会福祉協議会に一括して委託し、障がい者の相談支援の部分については、身体障がいの相談は社会福祉協議会、知的障がいについては知的障がい者の法人、精神については医療法人に委託し、スタッフが集められています。このあたりは参考になるところです。365日24時間の相談体制ができてるのは、同じ施設内で宿泊サービスの提供をしている施設から介護のスタッフが当直にあてられているためです。

千葉県内で365日24時間体制で相談をしているのは、中核支援センターがあるが、とても24時間対応できる体制ではない。具体的な職員の当直体制があつて、費用負担のついていないところがないと、事業所は大変と痛感しました。

その相談支援についての委託費については、社協に対しては1,500万円、機能強化事業の知的については670万円×2、精神の人については780万円×2。この位の担保がないとやっていけないのかと思いました。

(R会長)

今の報告について質問はありませんか。

では、次の議題、障がい者の啓発講座について事務局からお願いします。

#### **議題4 啓発講座について(報告)**

(事務局)

前回の全体会において、障がい者の啓発講座について意見をいただいた著名人を呼んでの講義については、準備期間不足と費用の面で断念しました。

今回の啓発講座の目的は、障がい者が安心して暮らしていただけるための地域づくりを目指し、それを実現するために必要な知識を習得する、としました。

内容については、2回に分け、1回目は、「障がい者・高齢者の財産を守る」ということで、成年後見人についての講演会をし、第2回目は、「障がいがあっても自分らしく地域で生きるコツ」を題目に、実際に地域で暮らしている障がい者をパネラーとして招き、パネルディスカッションをしたいと考えています。パネラーについては、この全体会で承認をいただいた後に交渉に入ります。

集客については、各事業所、医療機関、特別支援学校等へ広報を行ないます。

(R会長)

今の報告について意見はありませんか。

(J委員)

2回目の講座は3月11日になっているが、震災にからんでいるのですか。

(N委員)

からんでいないとしたら、別の日にした方が集客できるのではないか。

2回目の講座で、できれば身体障がい者をパネリストに入れて欲しい。

(J委員)

一般市民向けの講座にするつもりでいるが、どうやって市民向けに発信できる内容にするのか、市民の興味が湧かなければ足を運んでもらえない。

(事務局)

運営会議でも意見をいただいたうえで決定しましたが、成年後見制度は難しいと言われているため、訪問販売などの消費者トラブルを回避できた事例など、身近なところから「財産を守る」方法や具体的な手続きの話をしてもらうつもりでいます。一般市民に向けての情報発信は早急に検討します。

(J 委員)

ある程度、広報をしっかりとしないと、この日程の設定だと年内にある程度のものを配らなければいけないと思うのですが。自立支援協議会の中でどのように発信すればいいのか方向性がわからないと意見の出しようがない。啓発講座に関しては自立支援協議会の中で広報部会を立ち上げることが難しい事もあり事務局に任せたが、やりたい方向があれば、委員の皆さんはいい知恵をもっているので意見をいただいた方がいいのでは。漠然としているのでどう発言していいのかわからない。

(F 委員)

先ほどの議題にもあったように、基本計画の提言については年内中に各部会でもう 1 回話し合う予定があると思うが、その中でもう少しこの件についての意見をいただいてもいいのでは。今から議論すると時間的な問題もあることからそういった形でいかなものか。もう少し具体的な話が欲しいと思うので。

(C 委員)

開催の形式は自立支援協議会としてなのか、それとも市なのか。

(F 委員)

日程・内容についてもう 1 度検討して、どのあたりで自立支援協議会なのかどの位協力ができればいいのか、事務局で検討をお願いしたい。

(事務局)

次回の運営会議までにまとめます。

(R 会長)

啓発講座に関して意見がありましたら、事務局まで連絡をしてください。

他に何かありますか。

(事務局)

相談支援事業に関する研修についてご案内させていただきます。

相談支援部会からのお知らせです。

今後、基幹相談支援センター設置の検討にむけて、今現在千葉県内で実施している、市川市の「えくる」さんと呼んで今後の習志野市の相談支援体制をどうするか参考にしたいと勉強会を予定しています。研修として、3月の全体会の前の時間、15時までに終わるように開催する予定でいます。お時間のある方はぜひ参加をお願いしたいと思っています。

(R 会長)

本日の議題は以上の通りになりますが、何かご質問や意見はございますか。最後になりますが、課長から一言お願いします。

(課長)

長時間に渡りありがとうございました。特に本日の議題の中心である基本計画について、基本計画検討委員会において意見を出し協議をしていきたいと思っております。前段で出ました特別支援学級に対する意見について、習志野市でも全く指をくわえてい

たわけではなく、開催中の 12 月議会の補正予算の事業の中で、第 2 中学校の特別支援教室を 2 学級から 5 学級に増やし、第 4 中学校に特別支援教室を新設するための予算が計上されております。教育委員会でも検討されていたところであることもあり、紹介させていただきます。

また、習志野市では様々なところで使われております、「障害」の「害」の字ですが、4 月からひらがな表記に変えることが決定しております。習志野市の自立支援協議会が市でも認められていることや、市との連携が求められていることから、市と共通して変えていきたいと思っておりますがいかがなものでしょうか。

法律的には、固有の団体の名称であるため問題はありません。

(R 会長)

よろしいでしょうか。

～一同了承～

では、次回の予定を事務局からお願いいたします。

(事務局)

今回は、平成 24 年 3 月 13 日(火)午後 3 時からサンロード 6 階大会議室において開催いたします。

当日欠席の方は事務局までお知らせ願います。

次回の全体会では今年度のまとめを行なう予定でおります。

(R 会長)

以上をもちまして、本日の自立支援協議会を終了させていただきます。